

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
勝浦市	新規就農相談	新規就農希望者	新規就農相談会の開催	-	-	農業委員会 0470-73-6637	1
	勝浦市空き家情報登録制度	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供。	-	-	観光商工課 定住・ビジネス支援係 0470-73-6687 http://www.city.katsuura.lg.jp/	8
	若者等定住促進奨励金交付制度	新たに転入する若者夫婦 ※若者夫婦…夫または妻のいずれかが満40歳未満の夫婦	若者等の住宅環境の確保を支援。	-	-		8
いすみ市	空き家バンク制度	移住希望者	空き家の賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供する。	—	—	水産商工課(移住・創業支援室) 0470-62-1332	8
	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、農業事務所との相談の場を設け、就農に必要な情報の提供や支援制度の説明を行う。	—	—	農林水産課(農林班) 0470-62-1515	1
大多喜町	大多喜町空き家・空き地バンク制度	移住希望者	町内空き家・空き地物件情報を提供し、移住就農にあたっての住環境の確保を支援。	通年	—	企画課 交流促進係 0470-82-2112 koryu@town.otaki.lg.jp	8
御宿町	御宿町町内就業者家賃支援事業補助金交付事業	○申請要件 ・町内の借家等を借り上げて家賃を支払う町内に就業する者。 ・本町に住所登録し、その日から1年を経過していない者。 ・本町に定住する旨の誓約書を提出できる者。 ・過去に本助成を24ヶ月分交付されていない者。 ・年齢が45歳未満の者。 ・町税に滞納がない者。 ・公的制度による補助を受けていない者(青年就業給付金は除く)。 ・暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに密接な関係を有してない者 ○就業要件 次の各要件のいずれかを満たす町内で就業している者 ①常勤雇用労働者(パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く) ②個人事業主 ③農業者及び漁業者 ④就農希望者及び就漁希望者の内、国の青年就業給付金事業の対象者として認められている者	御宿町で、農業・漁業・商工業等就業する方に対し、家賃の三分の一(限度額2万円/月)を町が補助。	通年	未定	産業観光課 0470-68-2513 nousui@town.onjuku.lg.jp	8
	空き家バンク	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供します。	通年	未定	企画財政課 0470-68-2512 kizai@town.onjuku.lg.jp	8
	御宿町耕作放棄地解消対策事業補助金交付事業	○補助対象者 御宿町の区域内にある耕作放棄地を耕作可能な農地に解消する事業を行う農業者又は農業者の組織する団体で、かつ、新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受けて、当該地を再度耕作可能な状態にし、事業実施する年度から起算して3年以上継続して耕作する町内の農業者に限る。 ○補助対象 耕作放棄地を耕作可能な状態にまで再生する事業を対象とする。	耕作放棄地解消対策事業に要した額の1/2に相当する額を町が補助。ただし、耕作可能にした耕作放棄地面積1aあたり5千円を限度とする。補助金の申請については、耕作可能にした耕作放棄地につき1回を限度とする。国又は県の補助対象となるものまたは、過去に国、県又は町の再生補助実施を実施した農地は補助対象としない。	通年	未定	産業観光課 0470-68-2513 nousuika@town-onjuku.jp	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他